

24 陳情第 10 号

<p>2 4 陳 情 第 1 0 号</p>	<p>「新宿区福祉事務所の内部規定等（新規作成）」に関する陳情</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>福祉健康委員会</p>
<p>受理及び付託 年 月 日</p>	<p>平成24年6月20日受理、平成24年9月20日付託</p>
<p>陳 情 者</p>	<p>新宿区西新宿————— —————</p>

( 要 旨 )

新宿区において、生保の申請者に対して保護決定が出るまで（最大30日間有り）の生活費・簡易宿泊所代等の貸付（前借り）の規定を条文等で、きっちり決めて下さい。約定文書に、してほしい。法的に。

( 理 由 )

- 1 保護決定が、出るまでに「うえ死に」してしまうため。及び、ホームレスのまま保護決定を待つ状態のため。緊急ひな人的、人道的規定を作成すべきの為。（権利保護、うえ死にしない為の）
- 2 現在、カンパン（一日一個）しかくれず、「うえ死に」してしまう為、約定文書に。文句があるなら、他の福祉事務所に行けとも言われた（新宿区の職員から）こともあり（6月12日）。